

## 第14回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年8月30日(木) 午後4時から午後4時10分

2. 開催場所 豊中市役所車両管理事務所2階会議室

3. 出席委員 (15人全員出席)

【会長】 渡邊 稔

【委員】 伊藤 源司 鹿嶋 収 阪口 義治 高島 邦子  
辻 博美 中尾 常雄 中尾 祐子 半田 益宏  
松尾 眞一 松島 慶治 水田 稔 光久 修平  
森 彰男 山田 徹

4. 現地調査委員

水田 稔 光久 修平

5. 議事日程

報告第45号 農地法第4条の規定による転用届出(専決分)について

報告第46号 農地法第5条の規定による転用届出(専決分)について

報告第47号 土地現況証明申込(専決分)について

報告第48号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第19号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山野 純 書記 益住 惣太郎 書記 多田 和子

7. 会議の概要

山野局長 ただ今より豊中市農業委員会を開会したいと思います。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第14回豊中市農業委員会を開会します。  
本日は15名全員の委員が出席され、定足数に達しておりますので、本委員会は成立しています。

議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、鹿嶋委員と阪口委員を指名します。

次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

益住書記 <議事日程を報告>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第45号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、事務局から報告願います。

益住書記 1番については会長の担当地区ですので、事務局から報告します。

届出人は、尼崎市の●●さんです。

本件の場所は利倉西●丁目で、8月15日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま

した。

以上、報告します。

議長　　ただ今の報告に基づいて、8月23日に受理通知書を発行したものです。  
次に、日程第2、報告第46号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分について  
です。

1番について、光久委員から報告願います。

光久委員　1番について報告します。

譲渡人は小曾根●丁目の●●さん、譲受人は大阪市の株式会社●●●●●●●●●●です。  
本件の場所は小曾根●丁目で、6月15日に事務局と現地調査を行いました。  
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま  
した。

以上、報告します。

議長　　ただ今の報告に基づいて、7月27日に受理通知書を発行したものです。

2番について、中尾常雄委員から報告願います。

中尾常委員　2番について報告します。

譲渡人は長興寺南●丁目の●●さん、譲受人は高槻市の株式会社●●●●●●●●●●で  
す。

本件の場所は東豊中町●丁目で、8月15日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま  
した。

以上、報告します。

議長　　ただ今の報告に基づいて、8月24日に受理通知書を発行したものです。

次に、日程第3、報告第47号、土地現況証明申込の専決分についてです。

1番について、事務局から報告願います。

益住書記　1番について報告します。

申込人は、宝山町の●●●●●●●●●●です。

申込の場所は豊南町西●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載の通りです。

8月15日に現地調査を行いました。現況欄に記載の通り、全くの非農地であることを  
確認しましたので、報告します。

議長　　ただ今の報告に基づいて、8月17日に証明したものです。

次に、日程第4、報告第48号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続  
証明です。本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況に  
ついて、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について、松島委員から報告願います。

松島委員　1番について報告します。

農業相続人は桜の町●丁目の●●さんです。

適用農地は桜の町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

8月15日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおりのを  
作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告  
します。

- 議長 　ただ今の報告に基づいて、8月22日に証明を発行したものです。  
次に、日程第5、議案第19号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明についてを議題とします。本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であることの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。  
1番について、事務局から説明願います。
- 益住書記 　1番について説明します。  
農業相続人は若竹町●丁目の●●さんです。  
納税猶予の適用を受けようとする農地は北条町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
8月15日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。  
どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いします。
- 議長 　地元の高島委員いかがですか。  
高島委員 　農業相続人の●●●●さんは被相続人の●●●●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。
- 議長 　ご意見ございませんか。  
＜異議なしの声＞
- 議長 　異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。  
次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。
- 多田書記 　次回の委員会の日程でございますが、9月27日（木）に開催したいと考えております。  
委員会は午後4時からで、場所は豊中市役所車両管理事務所2階会議室でございます。  
現地調査は午後2時からとし、調査班は森委員と山田委員でございますが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施いたします。  
以上の日程で行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。
- 議長 　ただ今のとおり、決定してよろしいか。  
＜異議なしの声＞
- 議長 　それでは、次回の現地調査と農業委員会は、9月27日（木）に決定しました。  
これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。